

平成 30 年 6 月 12 日現在

機関番号：13701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K04491

研究課題名(和文) 市民性を基盤とした「調停する力」の育成を目指す道徳の授業開発

研究課題名(英文) Moral lesson development aiming to train 'citizen's ability'

研究代表者

須本 良夫 (SUMOTO, Yoshio)

岐阜大学・教育学部・教授

研究者番号：30547691

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本調査では、調停原理を道徳教育として教育論・カリキュラム論を検討し、授業実践までの実施を試みた。学習の場へ導入する調停論理を、目標に基づいた内容・方法を含めた教育論・カリキュラム論として検討を試み、調停教育を推進する運動論ではなく調停を手段化した学習論を検討した。その結果、調停の学習内容やねらいによって、教科や領域に即した形で教材化していくことや、教師側のマネジメントする力が望まれることがわかった。また、複数の授業を効果的に組み合わせ、総合単元的な道徳教育プログラムを構成すれば、問題解決力を育成するより効果的な教育プログラムとしても活用できることが、子どもたちのアンケートからうかがえた。

研究成果の概要(英文)：In this survey, we examined educational theory and curriculum theory as a moral education on the mediation principle, and attempted implementation until class practice. We tried to examine the mediation logic to introduce to the place of learning as a theory of education including the contents / method based on the goal, as a theory of curriculum, and examined the learning theory which made it a means of mediation instead of the theory of motion to promote mediation education.

As a result, it became clear that teaching materials according to subjects and areas, and ability to manage by the teacher side are desired, depending on the learning content of the mediation and the aim. Children's questionnaire also suggested that if more than one lesson is effectively combined to constitute a comprehensive unitary moral education program, it can be utilized as a more effective educational program to foster problem-solving skills.

研究分野：社会科教育

キーワード：市民性 調停 道徳教育 問題解決能力 いじめ

1. 研究開始当初の背景

社会は問題や課題で満ち溢れている。それだけに日常の生活において、子どもたちを含め私たちは判断を伴う様々な問題場面に遭遇した場合、既知の情報をを用いて処理をしている。

多くの人は、小さな問題の解決を繰り返すうちに、それとなく解決していく術を学びながら成長をしていく。時には痛い失敗をすることもあるかもしれないが、問題を適切に処理するための術を失敗から学び取ることも多いのも事実である。例えば、まだ言葉をしゃべることのできない乳児は、表情や泣くことによって自分の欲求を満たそうとする。人が覚える最初のトラブルの解決法かもしれない。

保育園や幼稚園に上がれば、子どもたちは初めて他者との社会生活を送ることになる。一人遊びでない限り、人気のある遊具やおもちゃを独占すれば、トラブルが発生するのは園児でもわかっている。しかし、彼らも様々な理由をつけ、自分がたくさん遊びたい、独占したいという欲求のほうに勝ってしまう。いわば本能ともいえる。それでも、保育園や幼稚園において、いつまでもけんかやトラブルが続くわけではない。園児たちなりの理解で、問題処理はなされていく。

小学校から高校・大学生になると、問題のありようも複雑になることが多い。簡単にこれまで解決できたことが解決できないことにも出くわし始める。友人、学習、家族、学校や地域など、問題と思えなかった自分以外の環境要因が不意にトラブルのもととなることもある。

それは社会に出て、生きている限り同様にいつ問題の当事者になるかもしれないのである。毎日報道される事件もそうしたトラブルの延長線上にある。ペットの鳴き声がうるさい、交通事故の過失の割合、ママ友だと思っていたのに LINE の中で相手にされない、家の横に急に迷惑な施設が建設される、兄弟で親の介護を押し付け合う など、どれも決して私たちの暮らしから遠い問題ではない。もちろん、国と国の問題や地球規模の問題もあるが、近年はハラスメントというワードや SNS の浸透により、問題の発生も、大きなものだけでなく、より身近な問題が暮らしを送る上での切実な問題と発展する傾向になっている。それでも何らかの術を用いて、問題の解決ができた場合は幸いである。

解決の処理に失敗した場合、失敗例はトラウマになり、回避能力だけを学び、自分の問題処理の術は事前に問題に出くわさないようにとひきこもってしまうケースもある。また、友人や家族間の良い関係性であっても、ふとした一言で問題の処理を誤ることになり、裁判にまで発展してしまうケースもある。

問題の解決の最終手段は、裁判において他者による判決によって明確になされると理解している。しかし、判決には、大きなリス

クが伴いがちである。自分がいくら 100%正しいと思っていても、判決は自分の考えと同じということはない。白か黒かという明確な場合もあるが、様々な譲歩を伴う場合もある。判決が出る寸前まで、自分は 100%正しいと思っていたとしても、20%しか正しくないという判決が出れば、判決に従うしかないが、どこか納得がいなくなってしまう。

では、自分たちで問題を巧みに処理し解決する術はないだろうか。問題処理の方法といっても「無視」から「殺し合い」まで、その方法は多様である。一步間違えれば、どんな方法も決裂を招いてしまう。そのため、日本では昔からよく行われてきたのが、問題の先延ばしや棚上げという方法である。もちろん問題の回避という行動だけでは、問題解決は望めない。図 1 にあるように、対話のないところでは自閉的敵意は増大するばかりである。

人は納得のいかない損失の発生を避け、無理やり自分の頭をごまかして納得解を探し出す。しかし、問題が拗れ当事者間で、感情論になっている場合や、トラブルの渦中にいる場合には、当事者として解決してよい暮らしをしようとしているだけなのに、相手の言い分だけがクローズアップされ、感情的になってしまうことが多い。そうなれば、自分を冷静に見つめて悪かったという判断はなかなか下せない。たとえ自分で悪いと思っていても、最初に自分が認めることは難しいため(差異の認識)に、問題は大きくなる傾向にある。

そのため、何らかの問題で争っている場合、事態の深刻化を避けるため、当事者の間に、第三者が調停者として割って入り、問題を止め、話し合いによって互いの主張を理解させ、折り合いをつけて、解決へと冷静に導くことが大切であるが、現状そうした力の育成がわが国では十分に展開されていない実情がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、いじめ問題・規範意識の低下などを理由に教科化が議論される道徳教育において、より良い市民の育成を掲げてきた社会科教育とのカリキュラム上の峻別を明らかにすることである。社会で求められる人間関係の調停力、いじめ問題等にも対応する規範を活かす実践力は、社会科・道徳教育でどう組み込めば良いか、その育成を考えていくことは喫緊の課題である。そこで、次の3点を研究の目的とする。

社会科と道徳のカリキュラムを考えていくため、規範意識をもとにした子どもの発達心理の解明。

フランスにおける子ども哲学の対話学習やハワイ州のメディエーション教育及び対話を重視する p4c 授業の実態調査を実施し考える道徳授業への示唆を得る。

市民としての規範意識を取り入れた問題

場面での調停スキルを育成する道徳授業の開発。先行研究の一つとして、法務省の法教育研究から示唆を得る。

3. 研究の方法

本研究の目的は、いじめ問題。規範意識の低下などを理由に教科化の議論がなされた道徳教育において、いかなる実践力を自己或いは他者とのかかわり合いの中で構築すればよいのかを解明しようとするものである。

その際の参考としているものが、社会科教育において求められるより良い市民の育成である。社会には多くの解決しなければならない問題があるが、社会での法学教育で扱われる調停力を整理して、いじめ問題へ対応できる人間関係力をいかに授業へと組み込めばよいのか、(1)先行研究の整理 (2)学習者の規範意識の調査 (3)実際の授業化を実践し、検討を行った。

(1) 先行研究の整理

どのような社会においても、個人や集団間の対立や紛争が必ずあるので、それを解決する手段が求められる。紛争当事者間で問題を解決できるのであればそれでよいが、そうでない場合には第三者による介入が必要になってくる。

第三者による介入の中でも、仲裁や裁判による場合、時間や費用がかかりすぎ、裁判は原則として公開されてしまうという問題もある。仲裁や裁判という手段を用いなくて、紛争を解決する手段が調停である。

そこで、教育、学校生活における調停について、多くの調停概念から「紛争当事者(児童・生徒)が同意した第三者が、紛争当事者を支援するために紛争に介入するプロセス。なお、その第三者は、紛争当事者にたいして拘束力のある決定を下す権限をもたない。」と定義しなおし、実際の道徳授業における考え議論する道徳授業化を整理した。

(2) 学習者の規範意識の調査

本科研究調査では、調停原理を道徳教育として教育論・カリキュラム論を検討し授業実践まで実施しを試みた。学習の場へ導入する論理を、調停の論理ではなく目標に基づいた内容・方法を含めた教育論・カリキュラム論として検討を試み、調停を手段化した学習論とするために、児童への意識調査を本研究においても2年次に実施した。

調査対象及び時期

- ・対象者：H市内の3校の小学校第4～6学年児童81名(男42名、女39名)
- ・調査時期：2017年2～3月

道徳教育プログラムの構成と研究計画

道徳教育プログラムは2～4時間の二次構成とし、第一次は道徳授業、第二次は特別活動で構成した。授業時数は発達段階に合わせて調整。4年生は第一次2時間、第二次2時間の4時間、5年生は第一次1時間、第二次2時間の3時間、6年生は第一次1時間、第二次1時間の2時間とし、各学級担任が授業を行った。

間、第二次2時間の3時間、6年生は第一次1時間、第二次1時間の2時間とし、各学級担任が授業を行った。

(3) 実際の授業化を実践し、検討

実際の授業化については、道徳授業という枠組みでは、メディエーターという第三者視点への視点転換が、トレーニングなしでは困難であることが子どもたちへの質的調査(聞き取り)や量的調査から明らかとなった。

そこで、内なる自己を見つめる道徳と、第三者視点のソーシャルスキルの育成を取り組んだ特別活動のカリキュラム・マネジメントの有効性を図る方向性を模索し、狭い道徳授業ではなく、幅の広い道徳教育での調停者の育成という観点から、授業化はどうすべきかを議論し深めながら展開を考えだした。

4. 研究成果

道徳の教科化に伴い、議論する道徳が求められることとなった。従来のように規定の知識や価値観(徳目)をただ子どもたちに教え込むのではなく、子どもたち自身が道徳的問題を主体的に考え判断し、協働的に解決できるよう授業のマネジメントが求められる。実際、各種の意識調査では、子どもたちの自己肯定感・自尊感情が低下し、人間関係が希薄化していることが指摘されている。そうした状況で、現実生活において子どもたちが対人関係のトラブルを起こした場合でも、当事者間で適切に話し合いによる解決をすることの困難さや、調停者が出現しにくいことが指摘されている。

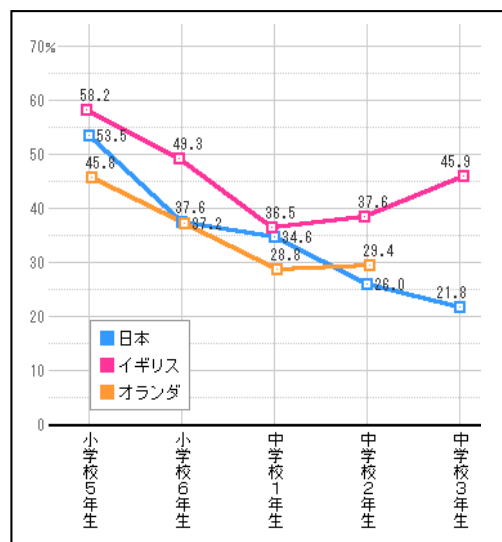


図1 「仲裁者」の出現率の学年別推移

また、本研究調査の結果によれば、調停(メディエーション)の学習内容やねらいによって、どの教科や領域に位置づけるのがよいのかを精査し、それぞれの教科領域に即した形で教材化していくか、教師側のカリキュラム・マネジメントの力量も望まれることもわ

かった。その一方で、複数の授業を効果的に組み合わせ、総合単元的な道徳学習や道徳教育プログラムのよう構成すれば、問題解決力を育成するより効果的な道徳教育プログラムとしても活用できることが、子どもたちのアンケート結果からもうかがうことができた。

最終年度では、小学校、中学校の児童・生徒へ実際の提案授業を実践してみた。事前調査での課題の克服のため、中学校では学習者全体を調停者とし、問題場面のより良い調停案を考えることに専念する構成も取り入れた。

こうした本研究の授業を学ぶ学習者の状況から、本プログラムによって、自分自身のトラブルや友達同士のトラブルに積極的に関わり、解決しようとする意識が高まることが示唆された。このことから、「調停」の視点を取り入れた道徳教育プログラムは、児童の発達段階に合致していたと考えられる。今回、調停に関しては、ソーシャルスキルトレーニングを中心とする特別活動の授業として構想したが、今後は、道徳授業としての展開も可能であろう。その際には、どのような内容項目や指導過程で行うのがよいのか、具体的な教材内容はどのようなものがよいのかについてもさらに検討していく必要がある。

最後に、今後の課題を2点述べる。

1点目は、児童の発達段階に合わせた授業内容を検討する必要があることである。今回4.5.6年生の実践を行った中で、特に5年生でトラブル解決に対する意欲の低下が見られた。これは、模擬調停でトラブル解決に至らなかったグループが多かったためではないかと考える。学年や児童の実態に応じて、容易に解決できそうなトラブルを用いた教材を開発したり、調停の役割や限界、調停を学ぶ意義等を学習内容に加えたりすることが求められる。

2点目は、年間複数回、授業を行う必要があることである。今回は、2~4時間の短時間の実践であった。そのため、調停の際、児童に役割を交代させて活動することができなかった。今後は、児童が当事者役、調停者役を順次体験できるようにし、多様な立場から調停する力を育成する取り組みが望まれる。その際、本調査でも明らかになったように「聴く力」が特に重要になると考える。「聴く力」については、調停する力を含むコミュニケーションスキルの一つとして、幼児期や小学校低学年から段階的に育成していく必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 6件)

森川敦子・須本良夫・田中伸「問題解決力を育成する道徳教育に関する基礎的研究 ハワイ州のピア・メディ エーションプログラムをもとに」『比治山大学・比治山

大学短期大学部教職課程研究』第2巻,2016, pp.98-108

須本良夫・佐藤裕貴「ピア・ラーニングを成立させる対話研究 - ハワイ型p4cの社会科実験授業から探る - 」『岐阜大学教育学部研究報告 人文科学』岐阜大学教育学部第64巻,2016, pp. 11-20

須本良夫,坂本一也,森川敦子,周藤はる菜,上野友也「調停する力」の育成を目指道徳授業開発・実践 - 道徳科と社会の共同研究から - 」『岐阜大学教育学部研究報告 人文科学』岐阜大学教育学部第66巻,2018, pp. 27-36

岡田了祐、堀田諭、村井大介、渡邊巧、田口紘子、田中伸「米国の教師教育者にみる professional identity の多様性」『教育実践研究・教師教育研究』岐阜大学教育学部第20巻,2018, pp.57-67

田中伸、橋本康弘「高等学校社会系教科目における価値学習の実態と課題-生徒の価値判断基準とその変容の分析を通して-」『法と教育』法と教育学会第7巻,2017, pp.5-15

田中伸・前田佳洋・矢島徳宗「社会科教育実践における教師のゲートキーピング-消費者市民社会の構築を目指した学校と社会のコミュニケーション-」『岐阜大学教育学部研究紀要』第65巻,2017, pp.37-49

〔学会発表〕(計 2件)

須本良夫,森川敦子「調停する力」の育成を目指す道徳授業の開発・実践 (1) 道徳科と社会科の共同研究から」日本道徳教育学会,2018

柳沼良太,小笠原淳,矢島徳宗「調停する力」の育成を目指す道徳授業の開発・実践 (2) 道徳科と社会科の共同研究から」日本道徳教育学会,2018

〔図書〕(計 2件)

柳沼良太著『問題解決的な学習で創る道徳授業 超入門』明治図書,2016

須本良夫編著『「調停する力」を引き出す道徳教育の展開「いじめ」問題も受容する問題解決スキルの育成』デザインエッグ社2018

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:
発明者:

権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

須本 良夫 (SUMOTO, Yoshio)
岐阜大学・教育学部・教授
研究者番号：30547691

(2) 研究分担者

森川 敦子 (MORIKAWA, Atsuko)
比治山大学・現代文化学部・准教授
研究者番号：00628745

(3) 研究分担者

上野 友也 (KAMINO, Tomoya)
岐阜大学・教育学部・准教授
研究者番号：10587421

(4) 研究分担者

柳沼 良太 (YAGINUMA, Ryota)
岐阜大学・教育学研究科・准教授
研究者番号：30329049

(5) 研究分担者

田中 伸 (TANAKA, Noboru)
岐阜大学・教育学研究科・准教授
研究者番号：70508465